

準3級公認審判員資格と協会年会費の支払いについて

準3級公認審判員資格を維持するためには、毎年、日本バドミントン協会の年会費を納入する必要があります。

現在、新型コロナウイルスの感染防止からほとんどの学校が休校です。

年会費の納入は3月まで可能ですので、特に3年生については、部活動を再開できずに引退ということも考えられますが、準3級公認審判員資格を持っている生徒には、必ず年会費の支払いを促してください。

- ①バドミントン部活動設置校については、学校再開を待って顧問の先生（管理者登録者）が年会費納入手続きをお願いいたします。
- ②バドミントン部活動非設置校（個人登録）については、web掲載により周知します。また、各地区常任委員から連絡が可能でしたらお願いいたします。

よろしくお願いいたします。